

閲覧規程

運営委員会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本トライボロジー学会（以下「当学会」という）が所有する文書類について、その閲覧に関する基本を定め、情報の公開とともに公明な情報運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当学会が所有する文書に関わるすべてについて適用する。関連する電子ファイルについてはこの規程を適用するが、ホームページ公開情報についての電子ファイルは適用から除外する。

(技術関連情報の閲覧)

第3条 学会会員、非会員を問わず、学会事務所での学術関連図書類を閲覧できる。
閲覧希望者は予め電話、メール等で来訪予約をして、事前に閲覧者記録簿に記入する。希望者には有料にて謄写を許可する。
学会員に限り、貸し出し簿に記載して貸し出しを許可する場合がある。

(経理、運営等に関する情報閲覧)

第4条 既に公表している財務関連、研究会、委員会等に関する情報については会員、非会員を問わず閲覧簿に記載して閲覧をすることができるが、謄写をすること、持ち出すことは出来ない。
学会役員（理事・監事）は全ての書類を閲覧できる。
委託公認会計士、監督省庁関連部署については、その求めに応じて全てが開示される。

(一般閲覧および閲覧記録)

第5条 一般の閲覧に供する情報は、定款第36条の定めに従う。文書閲覧簿、文書貸し出し簿を事務所会議室に常備し、閲覧に関する全てを記録する。

(その他)

第6条 この規程を改定または廃止する場合は、理事会の承認を得なければならない。
この規程は2004年10月1日から施行する。

(改定記録)

2004年9月28日 理事会承認

2017年3月30日 理事会承認・・・一般社団法人移行に伴う字句変更。

2017年11月28日 理事会承認・・・文言見直し（複写⇒謄写）。